

# ～高校生等奨学給付金〈家計急変〉のお知らせ～

## (返還の必要はありません。)

福岡県

福岡県では、生活保護（生業扶助）受給世帯又は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費等）への支援を行うために、高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）を支給しています。

家計の急変により保護者等の収入が減少し、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当となる世帯（年収見込270万円未満程度）も対象として奨学給付金を支給します。

### ■対象となる世帯

令和4年7月1日現在、次の**全て**に該当する世帯

- (1) 家計急変により保護者等の収入が減少し、年間収入見込が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の非課税相当の世帯であること。  
※ 収入見込額及び税額控除の状況から判断します。
- (2) 保護者等が福岡県内に住所を有すること。  
※ 保護者等が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。
- (3) 生徒が高等学校等に在学していること。  
※ 高等学校等とは、高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程・高等専門学校・高等学校等専攻科等のこと（特別支援学校の高等部は含まれません。）です。

### ■基準日と支給額

○家計急変により保護者等の収入が減少したのが、令和4年7月1日以前の場合

⇒ **基準日：令和4年7月1日**

世帯区分	生徒区分	給付額	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当世帯	全日制・定時制に在籍する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等</li> <li>・15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が<b>いない</b>世帯の高校生等</li> </ul>	114,100円
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生等が2人以上いる世帯の2人目の高校生等</li> <li>・15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が<b>いる</b>世帯の高校生等</li> </ul>	143,700円
	通信制、専攻科に在籍する者		50,500円

○家計急変により保護者等の収入が減少したのが、令和4年7月2日以降の場合

⇒ **基準日：急変日が属する月の翌月1日**（急変日が1日ならばその日が基準日）

<給付額>

上の表の生徒区分ごとの給付額

×

基準日が属する月～令和5年3月までの月数

12ヶ月

※新入生前倒し給付を支給された方は、上記支給額から前倒し給付額を差し引いた額を支給します。

### ■奨学給付金の支給を受けるには…？

随時受け付けておりますので、家計の急変により保護者等の収入が減少した場合には、在籍する学校または、下記問い合わせ先までご相談ください。

問合せ先：福岡県教育庁教育総務部財務課 TEL 092(643)3866